

愛知県公安委員会告示第2号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第44条第2項第2号の規定により、次のとおり豊田市内の乗合自動車の停留所における旅客の運送の用に供する自動車の停車又は駐車に関して合意したので、次のとおり公示する。

令和8年1月6日

愛知県公安委員会委員長 中 尾 友 紀



1 合意した者

- (1) 豊田市
- (2) 名鉄バス株式会社
- (3) 豊栄交通株式会社
- (4) 中部運輸局
- (5) 愛知県公安委員会

2 旅客の運送の用に供する自動車が停車又は駐車をする乗合自動車の停留所の名称等

旅客の運送の用に供する自動車が停車又は駐車をする乗合自動車の停留所は、豊田市及び名鉄バス株式会社が管理する別表に掲げる停留所とする。

3 2に停車又は駐車をする旅客の運送の用に供する自動車の範囲

2に停車又は駐車をする一般旅客自動車運送事業用自動車等の範囲は、次の表の左欄に掲げる運行事業者が、同表の中欄に掲げる事業形態により行う同表の右欄に掲げる事業の用に供するものとする。

運行事業者	事業形態	事業名
名鉄バス株式会社 豊栄交通株式会社	道路運送法の規制対象外となる自動運転バスの実証実験運行（無償）	令和7年度豊田市自動運転実証事業

4 2における3の停車又は駐車が道路又は交通の状況により支障がないものとなるようにするため必要と認める事項

2における3の停車又は駐車は、3に係る運行時間内に限るものとする。

別 表

停 留 所 名	所 在 地
おいでんバス 土橋駅 寿町（上り） 寿町（下り） 山之手小学校（上り） 山之手小学校（下り） 山之手（上り） 山之手（下り） 三河豊田駅前（下り）	豊田市曙町58外区先 豊田市寿町2丁目48番5先 豊田市寿町2丁目5番先 豊田市山之手6丁目62番2先 豊田市山之手6丁目72番1先 豊田市山之手5丁目121番先 豊田市山之手8丁目129番先 豊田市トヨタ町643番先
名鉄バス 三河豊田駅前	豊田市トヨタ町643番先
上郷地域バス（チョイソコ） 三河豊田駅前 メグリア本店	豊田市山之手4－181 豊田市山之手9－145